

なごや子ども体験活動情報「わくわくキッズナビ」ホームページ
トップページバナー広告募集要領

1 広告媒体

(1) 名称

なごや子ども体験活動情報「わくわくキッズナビ」ホームページトップページ
(<https://www.wakuwaku.city.nagoya.jp>)

(2) アクセス件数

月間 約 8,500 件（令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月までの平均件数です）

※ データは参考であり、毎月のアクセス件数を保証するものではありません。

2 募集する広告

(1) 広告掲載ページ

なごや子ども体験活動情報「わくわくキッズナビ」ホームページトップページ

(2) 枠数

8 枠

※ 同一の内容又はリンク先の広告については、複数枠の掲載の申し込みをすることはできません。

(3) 広告掲載位置

広告の掲載位置は、実際のページをご覧ください。

※ 8 枠中の掲載位置の指定はできません。

※ レイアウト変更等により令和 6 年度中に別途広告募集を行う場合があります。

(4) バナー画像規格

ア サイズ…縦 60 ピクセル×横 120 ピクセル

イ 画像形式…GIF（アニメーションは不可）又は JPEG

ウ データ容量…4 KB 以下

※ 画像は、広告掲載希望者の責任と負担において作成してください。

※ 画像作成にあたっては、「名古屋市公式ウェブサイト・バナー広告表現ガイドライン」（以下「ガイドライン」という）を遵守してください。

※ バナー広告には、広告主のウェブサイトへのリンクをはることができます。

(5) 広告掲載料（月額）

1 枠あたり 5,000 円（税込み）

※ 広告掲載料は、一括前納となります。

(6) 掲載期間

掲載開始月から令和 7 年 3 月 31 日

※ あらかじめなごや子ども体験活動情報「わくわくキッズナビ」ホームページで周知したシステム保守等によるサービス停止期間は、掲載期間からは除きます。

※ 月単位でご希望の月数の申し込みができます。

(7) 広告内容

本要領に定めるもののほか、「名古屋市子ども青少年局広告掲載要領」の条件及び

名古屋市教育委員会広告掲載要綱の条件を満たすものとしします。

※ 「名古屋市子ども青少年局広告掲載要領」第3条及び「名古屋市教育委員会広告掲載要綱」第3条に該当するものは掲載できません。バナー広告の画像だけでなく、リンク先のウェブページの内容が同条に該当する場合も掲載できません。

3 募集対象

広告の掲載を希望する者、広告の取次ぎを営業とする者(以下、広告代理業者)を対象とします。

4 申し込み

(1) 申し込み方法

名古屋市子ども青少年局広告掲載申込書兼見積書（名古屋市子ども青少年局広告掲載要領・様式第1号）に必要事項を記入し、バナー広告原稿等を添付の上、下記の申し込み先・担当係まで持参、郵送又は電子メールで送付してください。ただし、バナー広告原稿(画像データ)については、電子メールで送付してください。

【提出物】

- ・ 名古屋市子ども青少年局広告掲載申込書兼見積書
- ・ バナー広告原稿（画像データ）

※ 審査にあたり、他に資料の提出を求めることがあります（法人の登記簿謄本、納税証明書など）。

【申込先・担当係】

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課
電話番号 052-972-3258

電子メールアドレス a3258@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

(2) バナー広告募集・掲載日程

空き枠がなくなるまで広告の募集を行います。空き枠がある場合は「令和5年度バナー広告掲載日程表」のように申し込み締め切り日時を設け、引き続き募集します。

空き状況については、なごや子ども体験活動情報「わくわくキッズナビ」ホームページ、名古屋市公式ウェブサイト「なごや子ども体験活動情報「わくわくキッズナビ」ホームページトップページのバナー広告募集」のページでお知らせします。

※ 令和6年度 バナー広告掲載日程表

申し込み締め切り日時	掲載期間(基本)	広告掲載料(基本)
4月10日(水) 午後5時必着	令和6年5月1日から 令和7年3月31日	1枠あたり 5,000円×11月=55,000円
5月10日(金) 午後5時必着	令和6年6月1日から 令和7年3月31日	1枠あたり 5,000円×10月=50,000円
6月10日(月) 午後5時必着	令和6年6月30日から 令和7年3月31日	1枠あたり 5,000円×9月=45,000円

7月10日(水) 午後5時必着	令和6年8月1日から 令和7年3月31日	1 枠あたり 5,000円×8月=40,000円
8月9日(金) 午後5時必着	令和6年9月1日から 令和7年3月31日	1 枠あたり 5,000円×7月=35,000円
9月10日(火) 午後5時必着	令和6年9月29日から 令和7年3月31日	1 枠あたり 5,000円×6月=30,000円
10月10日(木) 午後5時必着	令和6年11月1日から 令和7年3月31日	1 枠あたり 5,000円×5月=25,000円
11月8日(金) 午後5時必着	令和6年12月1日から 令和7年3月31日	1 枠あたり 5,000円×4月=20,000円
12月10日(火) 午後5時必着	令和6年12月28日から 令和7年3月31日	1 枠あたり 5,000円×3月=15,000円
令和7年1月10日(金) 午後5時必着	令和7年2月1日から 令和7年3月31日	1 枠あたり 5,000円×2月=10,000円
令和7年2月10日(月) 午後5時必着	令和7年3月1日から 令和7年3月31日	1 枠あたり 5,000円×1月=5,000円
※令和6年度内に申し込みいただいたバナー広告については、 3月31日にて、すべての広告の掲載を終了します。		

※ 月単位でご希望の月数の申し込みができます。その場合、希望した掲載終了月の月末で掲載を終了します。

※ 広告掲載開始について

- ・ 原則として、掲載開始日の正午までに掲載します。
- ・ 作業の都合上、掲載開始時刻が遅れることがあります。

※ 広告掲載終了について

- ・ 原則として、掲載終了日翌日の正午までに掲載を終了します。

5 広告の選定方法及び掲載手続き

(1) 選定方法

掲載開始月前月の広告審査会において、内容を審査の上、掲載の可否を決定します。募集枠数を超える申し込みがあった場合には、掲載希望月の多いものを優先します。これによってもなお応募枠数を超える場合は、抽選により決定します。

(2) 掲載手続き

ア 広告掲載決定の通知をします（名古屋市子ども青少年局広告掲載要領・様式第2号）。

※ 審査又は抽選の結果、非掲載となった応募者に対してもその旨を通知します。

イ 掲載開始月の前月25日（土曜・日曜・祝休日の場合は、直後の平日）までに本市の発行する納入通知書により、広告掲載料を納付していただきます。

ウ 広告掲載開始は、掲載の可否が決定した翌月からとします。

※ 広告掲載料の納付が確認されない場合は、掲載が遅れることがあります。

エ 広告審査会に提出し、掲載可となった広告の画像データをバナー広告として掲

載します。

6 その他

- (1) バナー広告の画像およびリンク先ウェブページの内容が、この要領に違反していると認められている場合は、期限を定めて内容改善を求めます。
- (2) 下記のいずれかに該当する場合は、広告掲載を一時的に停止すること又は契約を解除することがあります。
 - ア 指定した期日までに広告掲載料の納付が行われない場合
 - イ 指定した期日までにバナー広告の画像及びリンク先のウェブページの内容改善が行われない場合
 - ウ 広告掲載決定後に、「名古屋市子ども青少年局広告掲載要領」第3条及び「名古屋市教育委員会広告掲載要綱」第3条に該当することとなった場合
 - エ その他、広告掲載が不相当であると判断したときただし、広告掲載を一時的に停止又は契約を解除した場合であっても、すでに納付済みの広告掲載料の返還は行いません。
- (3) 広告掲載決定通知を受けた者(以下「広告主」という)は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができます。ただし、広告掲載を取り下げた場合であっても、すでに納付済みの広告掲載料の返還は行いません。
- (4) 広告主の責に帰さない理由により、1月を超える期間連続して本市が広告を掲載できなかったときは、納付済みの広告掲載料のうち、広告掲載を停止した日から起算して1月を超えた日の属する月から、広告掲載を再開した日の前日の属する月までの納付済み月額合計額を返還します。
- (5) 上記(4)に該当する場合でも、下記のいずれかの理由によるものである場合は、広告掲載料の返還は行いません。
 - ア わくわくキッズナビホームページにかかる機器等の保守又は工事を行う場合
 - イ 天災地変その他の非常事態が発生した場合
 - ウ その他公益上やむを得ない場合
- (6) 広告主の責に帰さない理由により、本市が広告掲載できなかった期間が1日以上1月以下であるときは、広告掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長します。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行いません。
- (7) 上記(6)に該当する場合でも、下記のいずれかの理由によるものである場合は、掲載の延長は行いません。
 - ア わくわくキッズナビホームページにかかる機器等の保守又は工事を行う場合
 - イ 天災地変その他の非常事態が発生した場合
 - ウ その他公益上やむを得ない場合
- (8) 掲載中のバナー広告の画像およびリンク先、リンク先ウェブページの内容を変更する場合は、審査を受ける必要があります。変更を希望される場合は、掲載希望月の前月10日(祝休日の場合は、直後の平日)までに本市に届け出を行い、その指示に従ってください。なお、変更は原則月単位で行うこととします。

(9) その他、広告掲載に関しては、本市職員の指示に従ってください。

【問い合わせ先】

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課

電話番号：052-972-3258

電子メールアドレス：a3258@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp